

生活支援体制整備事業について

生活支援体制整備事業とは

市町村が高齢者の生活支援・介護予防サービス（以下、生活支援等サービス）の体制整備を推進することを目的として実施する事業。具体的な事業内容としては以下の2つ。

（ア）協議体の設置

生活支援等サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーターと地域における生活支援等サービスの提供主体である団体等の情報共有・連携強化の場としての会議を設置する。

★寒川町におけるこれまでの内容

平成28年3月

- ・寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議 設置

平成27年度～平成28年度

- ・平成29年4月から開始した、寒川町介護予防・日常生活支援総合事業について協議

平成29年度～平成30年度

- ・生活援助型の介護予防訪問型サービスについて協議
→訪問型サービスA（委託）で寒川町シルバー人材センターとの協議を進める方針

（イ）生活支援コーディネーターの配置

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進するコーディネートを行う為の人員を配置する。

★寒川町におけるこれまでの内容

平成27年度～平成28年度

- ・推進会議において、生活支援コーディネーターの委託先として、寒川町社会福祉協議会を選出。

平成29年7月

- ・生活支援コーディネーターを配置

生活支援体制整備事業のイメージ図

